釧路地区介護支援専門員連絡協議会　規約

[平成27年６月6日改正]

第１章　　総　則

（名　称）

第１条　この会は「釧路地区介護支援専門員連絡協議会」(以下、「本会」という。)と称する。

（事務局）

第２条　本会の事務局は、役員が所属する事業所内に置く。

（目　的）

第３条　本会は、釧路市区（釧路支庁管内）の介護支援専門員自主組織として、介護保険事業を円滑に推進するため、互いの資質向上と情報の共有化を通じ、保健・医療・福祉の推進に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　（１）介護保険に関する情報提供と情報交換

　　（２）資質向上のための研修会・勉強会

　　（３）介護支援専門員のネットワークと交流

　　（４）社会資源に関する情報収集と提供及び社会資源創出への働きかけ

　　（５）その他本会の目的を達成するための必要な事業

第２章　　会　員

（正会員）

第５条　本会の正会員は、釧路支庁管内の居住、又は管内の事業所に勤務先があり、介護支援専門員の資格を有する者とする。

（賛助会員）

第６条　本会の賛助会員は、本会の主旨に賛同する法人や団体、個人とする。

（入　会）

第７条　本会の会員になるには、入会申込書（様式１）に年度会費を添えて本会会長に申し込むものとする。

　　２　申し込み内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式２）を本会会長に提出するものとする。

（退　会）

第８条　退会しようとする者は、本会会長に退会届（様式３）を提出するものとする。

２　前項で定めた変更届（様式２）の提出がなく、所在確認が困難な場合、当該会員への広報等の通知を会費の納入に関わらず停止することができる。

　　３.　2年以上会費未納の者は退会とみなす。

（会　費）

第９条　会員は、毎年度会費を納めなければならない。

　　２　正会員の会費は、年額２，０００円とする。

　　３　賛助会員（法人や団体）の会費は、年額一口１０，０００円以上とする。

　　４　賛助会員（個人）の会費は、年額一口５，０００円以上とする。

　　５　会費の納期期限は、毎年３月３１日までとする。

　　６　会費未納の会員に対しては、その支払いを催告した上、広報等の通知を停止する場合がある。

第３章　機　関

（役　員）

第１０条　本会に、次の役員を置く。

　　（１）会　　長　　　１名

　　（２）副 会 長　　　２名

　　（３）事務局長　 　１名

　　（４）監 事 　２名

　　（５）幹 事 若干名

（役員の選任）

第１１条　役員は、総会において会員の中から選任する。

（役員の任期及び補充）

第１２条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

　　２　補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第１３条　役員は、次の職務を遂行するものとする。

　　（１）会長は、本会を代表し、会務を総括する。

　　（２）副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が順次にその職務を代理する。

　　（３）事務局長は、本会の事務にあたる。

　　（４）監事は、本会の会務及び会計の執行状況を監査する。

　　（５）幹事は、企画・研修・広報・組織・会計のいずれかを担当し、その事務にあたる。

（会　議）

第１４条　本会の会議は、総会、幹事会、三役会議とする。

　　２　総会は、会員の2分の1以上で構成した決議機関とし、次に定める事項を決議するために、会長は年１回以上召集しなければならない。

　　（１）事業計画の決定及び事業報告の承認

　　（２）収支予算の決定及び収支決算の承認

　　（３）その他本会の運営に関する重要な事項

　　３　総会の議長は、出席会員の中からそのつど選出する。

　　４　幹事会は、第１０条の役員全員で構成し、その事項を協議するため、定期的に開催する。

　　（１）総会の召集及びこれに付議する事項

　　（２）総会の委任を受けた事項

　　（３）各事業の素案作成

　　（４）企画・研修・広報・組織・会計の担当幹事が進める事務の協議・検討。

　　（５）その他の事項

　　５　三役会議は、第１０条の会長・副会長・事務局長の役員で構成し、会長が必要と認めたときに開催する。

（会　計）

第１５条　本会の会計は、会費及びその他の収入をもって運営する。

　　２　本会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる。

（予算及び決算）

第１６条　本会の収支予算及び収支決算は、総会で決定する。

第４章　規約の変更及び解散、その他

（規約の変更及び解散）

第１７条　本規約の改廃及び本会の解散は、総会において決定する。

（その他）

第１８条　この規約に定めない事項は、総会又は幹事会において、その必要に応じてそれぞれ決定する。

附　　則

この規約は、平成13年9月8日から施行する。

　附　　則（平成14年5月25日）

この規約は、平成14年5月25日から施行する。（第14条 総会成立の要件）

　附　　則（平成15年5月24日）

この規約は、平成15年5月24日から施行する。（第２条 事務協の配置）

　附　　則（平成18年6月3日）

この規約は、平成18年6月3日から施行する。（第２条 事務局の配置・第９条 正会員会費の基準）

附　　則（平成19年6月2日）

この規約は、平成19年6月2日から施行する。（第７条 事務局の配置・第９条 正会員会費の基準）

附　　則（平成27年6月6日）

この規約は、平成27年6月6日から施行する。（第8条 ２及び３・第９条 ６）